

お知らせ

令和 8 年(2026年) 7 月10日

報 道 機 関 各 位

函館市総務部人事課

TEL 21－3667

令和 8 年（2026 年）函館市功労賞受賞者の決定および
令和 8 年函館市功労賞表彰式の開催について

このことについて、下記のとおりお知らせいたしますので、取材方よろしくお願
いいたします。

記

1 令和 8 年函館市功労賞受賞者

【公益功労】 3 名

高 田 竹 人 氏

森 川 基 嗣 氏

久 保 俊 幸 氏

2 令和 8 年函館市功労賞表彰式

(1) 日 時 令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 午前 1 0 時

(2) 場 所 函館国際ホテル 2 階 鳳凰の間
(函館市大手町 5 番 1 0 号)

(3) 式 次 第

ア 開 式

イ 式 辞 函館市長 大泉 潤

ウ 表 彰

エ 祝 辞 函館市議会議長 金澤 浩幸

オ 謝 辞 功労賞受賞者 高田 竹人

カ 閉 式

3 配布資料

(1) 受賞者の履歴書および功績調書

(2) 函館市功労賞受賞者数調べ

(3) 函館市表彰条例

4 その他

令和 8 年 6 月 30 日（火）に開催された函館市表彰審議委員会において審査し、
受賞者を決定

令和 8 年(2026年)函館市功労賞
(報道用資料)

(令和 8 年 7 月 10 日調製 総務部人事課)

履 歴 書

たかだ たけひと

高 田 竹 人

昭和 2 0 年 1 月 1 6 日生 (8 1 歳)

学 歴

昭和 45 年 3 月	札幌医科大学卒業
昭和 46 年 6 月	医師免許 (医籍登録第 210759 号)
昭和 50 年 9 月	札幌医科大学大学院医学研究科卒業
昭和 50 年 9 月	医学博士

職 歴

昭和 46 年 4 月	札幌医科大学医師
昭和 51 年 5 月	
昭和 51 年 6 月	新日鐵室蘭総合病院 (現社会医療法人製鉄記念室蘭病院) 内科医長
昭和 59 年 3 月	
昭和 59 年 4 月	社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院循環器内科科長
平成 元年 9 月	
昭和 59 年 4 月	札幌医科大学医学部非常勤講師
平成 9 年 3 月	
平成 元年 9 月	社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院副院長
平成 6 年 6 月	

平成 5 年 6 月 社会福祉法人函館厚生院評議員
平成 29 年 3 月

平成 6 年 7 月 社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院病院長
平成 22 年 1 月

平成 6 年 7 月 社会福祉法人函館厚生院理事
現 在

平成 20 年 4 月 札幌医科大学大学院医学研究科臨床教授
平成 22 年 3 月

平成 21 年 6 月 社会福祉法人函館厚生院理事長
令和 8 年 2 月

平成 22 年 2 月 社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院名誉院長
現 在

その他の経歴

平成 13 年 4 月 一般社団法人日本病院会代議員
平成 25 年 5 月

平成 14 年 4 月 社団法人函館市医師会副会長
平成 20 年 3 月

平成 15 年 4 月 北海道医師会代議員
平成 21 年 3 月

平成 15 年 4 月 特定非営利活動法人北海道病院協会常務理事
現 在

平成 16 年 8 月 平成 21 年 10 月	北海道函館方面公安委員会委員(北海道知事)
平成 21 年 6 月 現 在	北海道社会福祉法人経営者協議会副会長
平成 21 年 6 月 令和 8 年 2 月	函館社会福祉施設連盟会長
平成 21 年 6 月 現 在	全国福祉医療施設協議会常任協議員
平成 21 年 6 月 現 在	函館市公務災害補償等審査会委員
平成 21 年 6 月 現 在	函館市民生委員推薦会委員
平成 21 年 7 月 現 在	社会福祉法人函館市社会福祉協議会副会長
平成 21 年 10 月 平成 25 年 8 月	北海道函館方面公安委員会委員長(北海道知事)
賞 罰	
令和 元年 11 月	瑞宝中綬章

功 績 調 書

たか だ たけ ひと
高 田 竹 人

氏は、平成6年7月から社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院病院長として15年余にわたり、地域医療に欠かすことのできない総合病院として、患者サービスの向上および地域から求められる医療ニーズに的確に応え、地域医療の発展に多大な尽力を果たすとともに、平成21年6月から社会福祉法人函館厚生院理事長として、法人内病院、各種福祉施設の有機的連携を図り、地域における保健・医療・福祉部門の先駆的なリーダーとして、その発展にも大きく尽力した。

また、平成14年4月から函館市医師会副会長、平成15年4月から北海道病院協会常務理事をそれぞれ歴任し、数多くの講演会・研修会を本市にて開催し、医療に携わる方々の生涯教育に寄与してきており、加えて、各種団体や組織に赴き、住民の健康増進のための啓蒙活動を実践してきた。

さらに、平成21年6月から北海道社会福祉法人経営者協議会副会長、函館社会福祉施設連盟会長、同年7月から社会福祉法人函館市社会福祉協議会副会長に就任し、現在まで地域の社会福祉活動の先頭に立ち、法人や施設種別の垣根を越え施設相互の連携強化や福祉人材の育成、地域福祉の向上に大きく寄与している。

このように、氏の長年にわたる地域医療や社会福祉の充実・発展に貢献した功績は誠に大きなものがある。

履 歴 書

もりかわ もとつぐ

森 川 基 嗣

昭和 2 1 年 8 月 1 8 日生 (7 9 歳)

学 歴

昭和 44 年 3 月 日本大学卒業

職 歴

昭和 44 年 4 月 株式会社三共開発

昭和 46 年 2 月

昭和 46 年 3 月 株式会社森川組

昭和 59 年 1 月

昭和 59 年 3 月 株式会社森川組代表取締役社長

令和 5 年 5 月

令和 5 年 5 月 株式会社森川組会長

現 在

その他の経歴

平成 13 年 11 月 函館商工会議所副会頭

平成 22 年 10 月

平成 16 年 5 月 北海道建設業協会理事

令和 6 年 5 月

平成 16 年 5 月 全日本漁港建設協会北海道支部理事
令和 5 年 5 月

平成 16 年 5 月 北海道水産土木協会理事
令和 5 年 5 月

平成 16 年 6 月 函館・江差・オランダ交流友の会会長
現 在

平成 17 年 5 月 函館シンガポール協会理事
平成 30 年 7 月

平成 24 年 5 月 函館建設業協会会長
令和 6 年 5 月

平成 24 年 5 月 函館西交通安全協会会長
令和 7 年 5 月

平成 25 年 7 月 建設業労働災害防止協会北海道支部函館分会分会長
令和 6 年 5 月

賞 罰

平成 2 年 9 月 北海道交通安全協会会長賞（交通功労）

平成 16 年 5 月 函館西交通安全協会会長賞（交通功労）

平成 20 年 2 月 北海道社会貢献賞（交通功労）

平成 23 年 3 月 函館西警察署長賞（感謝状）

平成 24 年 7 月 函館方面本部長賞（警察協力功労）

平成 25 年 7 月 北海道警察本部長賞（警察協力功労）

平成 26 年 6 月 函館方面本部長・交通安全協会会長連名賞（交通功労）

平成 29 年 4 月 旭日双光章（建設業振興功労）

令和 2 年 9 月 全日本交通安全協会栄誉賞（緑十字銅章）

令和 3 年 9 月 北海道警察本部長・北海道交通安全協会会長連名賞（交通功労）

功 績 調 書

もり かわ もと つぐ
森 川 基 嗣

氏は、昭和46年に株式会社森川組に入社し、昭和59年から代表取締役社長を務めた後、令和5年からは会長に就任し、同社の経営を担う傍ら、平成24年に一般社団法人函館建設業協会会長に就任し、建設業界の発展や社会資本整備の推進はもとより、技能者の育成、若年者や女性の入職・定着の促進、ウェブ会議システムの活用など、働き方改革の実現に向けた取組みに尽力しており、平成29年には多年にわたる建設業界の振興に貢献した功績により、旭日双光章を受賞している。

また、昭和60年函館西交通安全協会に入会以来、各種交通安全運動に積極的に関わり、昭和63年同協会理事、平成10年副会長、平成24年会長に就任し、組織の中核として会の運営や各種交通安全事業の推進に努め、個人、団体、職域、地域を問わず幅広い交通安全思想の普及活動に尽力するなど、安全・安心なまちづくりに大いに貢献しており、その功績は多大である。この間、道南地区建設業交通安全大会を開催し、建設業関係者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に尽力した。

さらに、函館商工会議所の副会頭として地域経済の活性化に尽力したほか、建設業労働災害防止協会北海道支部函館分会分会長として活躍されるなど、多岐にわたる社会貢献に寄与した。

このように、氏の長年にわたる建設業の発展や市民福祉の向上に貢献した功績は誠に大きなものがある。

履 歴 書

く ぼ とし ゆき

久 保 俊 幸

昭和32年9月11日生（68歳）

学 歴

昭和51年 3月 函館大学付属有斗高等学校卒業

職 歴

昭和56年01月 函館環境衛生株式会社
昭和58年03月

昭和58年04月 函館環境衛生株式会社取締役
昭和61年03月

昭和61年04月 函館環境衛生株式会社常務取締役
昭和63年05月

昭和63年06月 函館環境衛生株式会社専務取締役
平成04年03月

平成04年04月 函館環境衛生株式会社代表取締役
平成29年03月

平成29年04月 函館環境衛生株式会社代表取締役会長
現 在

その他の経歴

平成 15 年 05 月 現 在	函館清掃事業協同組合理事長
平成 16 年 12 月 現 在	函館クリーン事業協業組合理事長
平成 17 年 05 月 現 在	社会福祉法人函館幸成会理事・評議員
平成 18 年 05 月 令和 3 年 7 月	株式会社明伸建設監査役
平成 24 年 03 月 現 在	社会福祉法人函館共愛会理事
平成 27 年 05 月 令和 7 年 4 月	一般社団法人北海道環境保全協会副会長
令和 7 年 5 月 現 在	一般社団法人北海道環境保全協会会長
平成 28 年 11 月 現 在	函館商工会議所会頭
平成 28 年 11 月 現 在	北海道商工会議所連合会副会頭
平成 28 年 11 月 現 在	函館市自衛隊協力会会長
平成 29 年 05 月	「小さな親切」運動函館支部顧問

現 在

平成 29 年 06 月 公益財団法人函館地域産業振興財団理事長
現 在

平成 29 年 06 月 一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構評議員長
現 在

平成 29 年 06 月 公益財団法人日本関税協会函館支部支部長
現 在

平成 29 年 06 月 函館警察官友の会会長
現 在

令和 元年 12 月 在函館ラオス人民民主共和国名誉領事
現 在

賞 罰

平成 29 年 11 月 北海道産業貢献賞

平成 31 年 01 月 北海道社会貢献賞

令和 元年 11 月 中小企業庁長官表彰

功 績 調 書

く ぼ とし ゆき
久 保 俊 幸

氏は、平成4年4月に、函館環境衛生株式会社代表取締役役に就任し、環境保全、循環型社会への貢献、環境マネジメントと地域意識の向上など、長年にわたり企業のトップリーダーとして、卓越した見識と指導力を発揮し、企業の発展と安全・安心な生活環境の維持に尽力してきた。

また、平成13年から函館商工会議所1号議員、2号議員、常議員、副会頭を歴任し、平成28年11月からは会頭に就任し、地域経済の発展に向けて、北海道新幹線開業効果の持続化の取組のほか、函館港・函館空港の利用促進や北海道・北東北の縄文遺跡群の保存活用、国内外からの観光誘客の促進、DXの推進、洋上風力関連産業創出の機運醸成など多大な功績を残した。

さらに、地域の産学官連携により設立された一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構では、平成29年6月に評議員長に就任し、キングサーモンと昆布の完全養殖など団体の運営に尽力されてきたほか、同年には、公益財団法人函館地域産業振興財団の理事長に就任し、産業振興や地域産業の高度化、新産業・新技術の創出、研究開発の推進に寄与した。

このように、氏の長年にわたる地域経済の振興発展に貢献した功績は誠に大きなものがある。

函館市功勞賞受賞者数調べ

令和 7 年（2025年） 8 月 1 日現在

区 分	公益功勞	市長功勞 議員功勞	特別職 功 勞	委員功勞	職員功勞	合 計
個 人	281	206	9	45	87	628
団 体	10					10
計	291	206	9	45	87	638

函 館 市 表 彰 条 例

昭和23年9月1日

条例第62号

（趣旨）

第1条 この条例は、市の教育、産業経済、保健衛生、防災、社会福祉その他公益事業に関する功労（以下単に「功労」という。）が特に顕著な者に対する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（功労者の決定の方法等）

- 第2条 市長および市議会の推薦による議員2人ならびに学識経験のある市民4人をもつて組織する函館市表彰審議委員会（第4項において「委員会」という。）の議決を経て、功労が特に顕著と認められる者を函館市功労者（以下「功労者」という。）として決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、刑事事件に関して現に起訴されている者または刑に処せられた者は、功労者として決定することができない。
- 3 委員の任期は、学識経験ある者から選任した者については、3年とし、重任を妨げない。その他は、在職期間中とする。
- 4 委員会の運営について必要な事項は、委員会において別にこれを定める。
- 5 第1項および第2項の規定は、次条第2項の規定による表彰の決定について準用する。

（功労者の表彰）

- 第3条 前条第1項の規定により功労者として決定された者に対しては、函館市功労賞として表彰状および褒賞金品を贈り表彰する。
- 2 前項の規定により表彰された後において、特に顕著な功労が更に認められる功労者に対しては、函館市特別功労賞として表彰状および褒賞金品を贈り表彰することができる。

（表彰の時期）

第4条 前条の表彰は、8月1日に行う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、同日以外の日に行うことができる。

（追彰）

第5条 功労者として表彰することと決定した者が表彰される前に死亡したときは、表彰状および褒賞金品をその遺族に贈る。

（資格の喪失）

第6条 功労者が罰金以上の刑に処せられたときは、その資格を失うものとする。